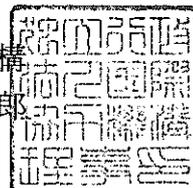




JICA (ER) 第 12 - 21001 号
平成 21 年 12 月 21 日

環境社会配慮審査会
委員長 村山 武彦 殿

独立行政法人 国際協力機構
理事 佐渡島 志郎



環境社会配慮審査会への諮問について

JICA 環境社会配慮ガイドライン 2.4 の規定に基づき下記事項につき諮問いたします。

記

1. 件名
諮問第 7 号
「ラオス国全国物流網計画調査」
2. 諮問事項
ラオス国全国物流網計画調査に係る環境社会配慮におけるスコーピング案

以上

2010年3月25日

独立行政法人 国際協力機構
理事 粗 信 仁 殿

環境社会配慮審査会
委員長 村山 武彦

諮問第7号に対する答申について

環境社会配慮ガイドライン2.4の規定に基づき、諮問第7号「ラオス国全国物流網計画調査」（開発調査）にかかる環境社会配慮におけるスコーピング案について、別紙のとおり答申いたします。

コメントの種類に応じて、答申内容を協力事業に反映するよう、お取り計らい下さい。

ラオス国全国物流網計画調査（ビエンチャン・ロジスティクス・パーク F/S）
スコーピング案 答申

2010.3.25

環境社会配慮審査会

森林保護区における開発の妥当性

1. ラオス国法制度における森林保護区の位置づけを明確にすべきである。
2. ドンフォシー森林保護区指定地域とビエンチャン・ロジスティクス・パーク代替案の地図上の対応を明確にする必要がある。
3. ドンフォシー森林保護区が設定された経緯、現状、位置付け、管理方針を明確にするるとともに、先方の保護/管理方針に応じ、下記の点に留意することが望ましい。
 - 1) 対象候補地の選定に際し「自然保護区等の保護管理地域区分における厳格な保全地域には該当しない」とする条件を設定すること。
 - 2) 代替案評価及び計画立案に際し、「許可」を前提に評価・計画するのではなく、森林保護区の第1義的目的である「保護」を前提に評価・計画すること。
4. 現在ビエンチャン市において策定中のドンフォシー森林保護区開発計画に鑑み、ラオス国政府およびビエンチャン市に対し、この保護区を維持していく意思の有無を確認すべきである。そのうえで、保護の意向が確認された場合には、現状の評価のみならず、本来あるべき姿を基に環境管理計画・緩和策を策定すべきである。
5. 保護区を含む代替案における開発計画を推進することになった場合、国内法により保護区に指定されている地域を開発するプロジェクトであるという事実を明確に意識した上で、EIA レベルの調査においては、保護すべき地区で開発を進めることについて、論理的根拠を示すべきである。

代替案の評価

6. 代替案検討に係る客観的根拠や順位付けの合理性が曖昧であり、妥当性に欠けるため、再検討すべきである。特に下記の点に関し、留意した上で再検討すること。
 - 1) 自然環境評価の考え方・基準を示すこと。（希少種・絶滅危惧種のみを指標に自然環境評価を下すことは妥当性に欠ける）
 - 2) 森林保護区を含む代替案に関し、自然環境面への影響が不明であるにも関わらず、「良」とする評価が不適切である。自然への影響を調査した上で再検討すること。

- 3) 自然環境以外にも、特に「現在の土地利用」、「鉄道」、「建設費用」等全体の評価項目に関して重複している部分等を見直すこと。

環境影響項目・評価

7. 気候変動への影響（GHG 排出量の変化）に関し、森林・森林保護区を含む代替案においては、森林伐採による CO₂ 量の変化も考慮すべきである。
8. 事業対象地域に文化遺産は存在しないとされているが、古くから発展した都市近郊の丘陵地や残存緑地は、埋蔵文化財あるいは地域住民の信仰対象が一般に多く存在する。よって、文化遺産について更なる調査を実施すべきである。

用地取得

9. 住民移転のための代替用地取得の必要性につき、確認すべきである。

関連事業との関係

10. 本計画及びタナレーン-ビエンチャン鉄道延伸計画による累積的・複合的な影響について、検討することが望ましい。
11. 関連事業（工業団地、鉄道、道路等）を総合したビエンチャン周辺の土地利用変化に対する環境影響を検討することが望ましい。

以上